

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 2日

京都府知事 様



提出者

住 所 京都府宇治市炭山久田67番地1

氏 名 有限会社吉徳建設 代表取締役 藤原正弘
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0774-38-0991

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称

有限会社 吉徳建設

事業場の所在地

京都府宇治市炭山久田67番地1

計画期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類

06 総合工事業

② 事業の規模

完成工事高 70000万円

③ 従業員数

10人(令和7年3月31日)

④ 産業廃棄物の一連
の処理の工程

土木・舗装工事

アスファルト・コンクリート殻→再生処理業者に委託し、再生砕石として再資源化
コンクリート殻 →同上

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

- 本社
- ・マニフェスト伝票の発行管理及び 処分地の選定調査
 - ・各事業所の総排出量、発行数の集計
 - ・委託契約書のチェック保管 マニフェストの保管、廃棄管理
 - ・関係機関への報告

↓

各事業所

- ・排出量、マニフェストの事業所毎の集計
- ・事業所毎の廃棄物処理計画の作成
- ・集計結果を本社へ報告及び提出

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート殻	コンクリート殻
	排出量	918.26 t	148.99 t
	(これまでに実施した取組) 実寸発注による余剰材発生抑制		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート殻	コンクリート殻
	排出量	900 t	140 t
	(今後実施する予定の取組) 実寸発注による余剰材発生抑制 維持修繕しやすい構造 部材・材料等採用		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 教育の実施
------	-------------------------------------

③ 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取り組みを維持
------	---

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度 (年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度 (年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t

		(これまでに実施した取組) 再生処理業者への委託処理の実施 可能な限り優良認定処理業者への委託処理の実施 委託処理業者への定期的な現地確認の実施
--	--	--

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート殻	コンクリート殻
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	900 t	140 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし 実施がある場合現状取組を継続する		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。